議員提出議案第4号

ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、 上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月22日

岩倉市議会議長 伊藤隆信様

提出者 岩倉市議会議員 合平 為又子

賛成者 岩倉市議会議員 不知 本寸 七丁

岩倉市議会議員)) 序生

岩倉市議会議員 大神冷 担子

ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書

ヤングケアラーは、日常的な家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっている。

こうした中、国は、本年3月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年5月には、厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を始めとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところである。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育等、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関やNPO等との相互の緊密な連携が不可欠である。

また、ヤングケアラーは、家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければならない。

よって、国におかれては、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、 下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が、ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進 し、福祉、介護、医療、教育等の関係機関やNPO等との連携強化を図 るため、国の責任で確実に財政的支援を行うこと。
- 2 地方自治体が、ヤングケアラーに対する相談窓口やスクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の充実を図るため、国の責任で確実に 財政的支援を行うこと。
- 3 国が、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対し研修を実施し、 ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、 財務大臣